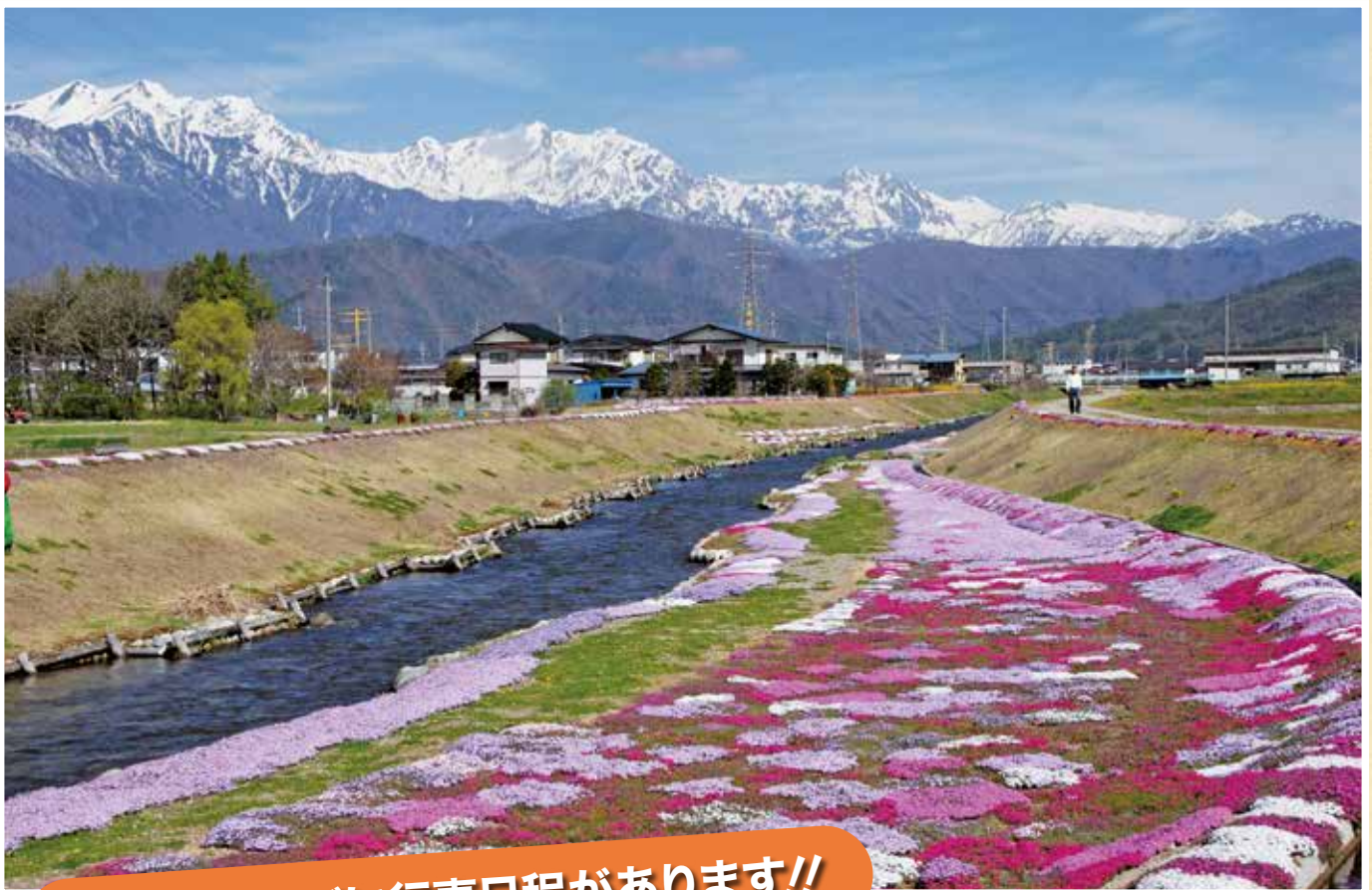


FOR TOMORROW

しづや法人



表紙裏ページに行事日程があります!!

〈信州安曇野 写真提供：町田和子氏〉

—令和2年度税制改正大綱決まる!!— —所得税確定申告期間延長のお知らせ—

2020.4・5
No. **564**
令和2年

第8回通常総会開催のご案内	3
令和2年度税制改正大綱(法人会の税制改正提言)	4
事業ア・ラ・カルト	8
税の絵はがきコンクール受賞作品掲載	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 4・5月

4月・5月(6月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事

地域・社会貢献活動

- 4月7日 渋谷駅前清掃活動＜青年部会＞
(中止)
- 4月22日 無料税務相談日
- 4月23日 源泉研究部会事務研修会
- 4月24日 ビジネスマナーセミナー
- 4月27日 バス見学研修会＜厚生委員会＞
- 4月28日 しぶやの日渋谷駅前清掃活動
＜青年部会＞ (中止)

- 5月13日 財務委員会
- 5月21日 正副会長会
- 5月21日 会計監査会
- 5月21日 第1回理事会
- 5月27日 無料税務相談日
- 5月27日 源泉研究部会事務研修会
- 5月28日 青年部会・女性部会事業報告会

- 6月2日 渋谷駅前清掃活動＜青年部会＞
- 6月10日 第8回通常総会
- 6月24日 無料税務相談日
- 6月24日 救急救命講習会＜青年部会＞

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

初級簿記日程 (全15回)

(商工会議所簿記検定3級程度)

- 4月7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)
28日(火)
- 5月1日(金)・8日(金)・12日(火)・15日(金)・19日(火)
22日(金)・26日(火)・29日(金)
- 6月2日(火)・(5日(金)予備日)

決算法人説明会のお知らせ

日時 令和2年4月24日(金)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

日時 令和2年5月22日(金)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室(予定)

該当の会社は是非ご出席下さい。

税務相談日について

令和2年4月より、月に1回会員企業向けに無料税務相談日を設けます。

- 開催日程については、原則として何れかの水曜日に開催しますが、事前にお問い合わせいただくか、会報若しくは当会ホームページでご確認下さい。
- 開催場所：渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL：03-3461-0758
- 開催時間：午後1時30～4時
- 相談担当：渋谷法人会アドバイザー
池田喜一税理士
- 基本的に来局の上、ご相談いただきます。お電話でのご相談は、対応出来る場合のみです。来局者優先ですので、途中来局があった場合打ち切らせていただく場合があります。

無料税務相談日のご案内

令和2年4月22日(水)
令和2年5月27日(水)
令和2年6月24日(水)

時間 午後1時30分～4時
場所 渋谷法人会館

研修会・講習会等の開催の可否について

新型コロナウイルス感染が拡大している状況です。当会としましては、今後も各種研修会・講習会・セミナー等について、企画・ご案内を差し上げますが、実際の開催については、逐次状況を勘案のうえ、**開催中止をする場合は速やかにお申込者へのご連絡を差し上げますと同時に、当会ホームページに掲載いたします。**

公益社団法人 渋谷法人会

第8回通常総会開催のご案内

下記の要領で第8回通常総会を開催いたします。
公私ご多用の折柄誠に恐縮ですが、是非ご出席下さいますよう、
お願い申し上げます。

記

- 日 時 令和2年6月10日（水）
午後4時30分～7時（午後3時45分受付）
- 会 場 セルリアンタワー東急ホテル B2F
（渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3359）

第1部 第8回通常総会（午後4時30分～5時20分）

- 決議事項 1. 令和元年度収支決算承認の件
 - 報告事項 1. 令和元年度事業報告の件
2. 令和2年度事業計画及び収支予算報告の件
- ＜令和元年度会員増強功労者表彰＞

第2部 懇親会（午後5時30分～7時）

会 費：10,000円／1名（懇親会ご出席の方のみ）

※会員の皆様には4月24日付で別途ご案内差し上げます。

案内が届きました際には、是非趣旨をお汲み取りの上、同封の葉書にて、
ご出欠に関わらず、是非“ご出欠”“委任状”の提出をお願いします。

令和2年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と 消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移动通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることとなります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付に係る契約において貸付けの用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

～税務署からのお知らせ～

令和元年分確定申告

(申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税)の

申告・納付期限は、

4月16日(木)

まで延長となりました

- パソコンやスマートフォンをお持ちの方であれば、マイナンバーカードや税務署で発行するID・パスワードにより、自宅等からe-Taxを利用して申告できます。



申告書作成はコチラ

- 令和元年分の還付申告については、5年間申告することが可能であり、令和6年12月31日まで申告することが可能です。

- e-Taxをご利用いただけない場合には、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成いただいた申告書をプリントアウトの上、郵送等で提出していただくことも可能です。

 国税局・税務署

令和2年3月11日
国 税 庁

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日（木）に延長されたことに伴い延長することとしておりましたが、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）といたしましたのでお知らせします。

1 令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月15日（金）

2 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
確定申告	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

3 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の3月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和元年10月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

4 令和元年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和元年12月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

5 令和2年分消費税及び地方消費税（個人事業者）の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限（延長後）	振替納付日（延長後）
令和2年1月1日から令和2年1月31日	令和2年4月16日（木）	令和2年5月19日（火）

（参考）

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は令和2年6月1日（月）であり、変更はありません。

法人会 事業 アラカルト

第8回通常総会に向けて各委員会を開催

第8回通常総会に向けて各委員会を開催した。2月3日(月)総務委員会、12日(水)組織委員会、13日(木)財務委員会、17日(月)厚生委員会、19日(水)社会貢献委員会、27日(木)事業研修委員会、21日(水)税制委員会を開催して総会提出議案を審議し、理事会に諮ることになった。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、3月3日(火)開催予定だった広報委員会は中止となり、各委員に議案を送付し、承認を得て、理事会に提出することとしたが、3月5日開催予定だった理事会は3月23日(月)に延期になり、さらに延期から中止になったため、定款に従い、提案事項の「決議の省略」をすることになり、議案を各理事に送付し、承



磯法人第一統括官挨拶



渡辺総務委員長



雨宮組織委員長



新居厚生委員長



有明事業研修委員長



総務委員会



組織委員会



厚生委員会



事業研修委員会



長島会長挨拶

認を得ることになった。

各理事の承認後、6月10日(水)開催の第8回総会において事業報告、予算報告の承認を受け、決算報告の決議を受ける。第8回通常総会は、4月24日に通知を送付いたします。

写真は、総務委員会、組織委員会、厚生委員会、事業研修委員会。

消費税・印紙税研修会を開催

去る2月18日(火)に消費税研修会、2月21日(金)に印紙税研修会をそれぞれ午後1時30分から3時30分まで渋谷法人会館において開催した。

講師は消費税は、法人課税第2部門 間(はざま)上席調査官。印紙税が法人課税第2部門水口統括官。出席者は、印紙税研修会が19名。消費税研修会が13名。

コロナウイルスの影響か、昨年と比べて出席者が大変少なかった。



消費税研修会



消費税研修会講師
間上席調査官



印紙税研修会



印紙税研修会講師
水口第2統括官

ブロックだより

第7ブロック新年会を開催

第7ブロック(飯島ブロック長)

去る2月5日(水)第7ブロック(笹塚1～3丁目、幡ヶ谷1～3丁目)では、毎年恒例のブロック新年会を東京オペラシティ内、東天紅で開催した。



第7ブロック新年会：飯島ブロック長挨拶

当日は、来賓含め59名が出席。司会者からの会社紹介等で交流を深めた。

電子納税、電子申告を活用しよう

部会だより

女性部会・青年部会合同 新春特別講演・新年会

女性部会と青年部会合同の新春特別講演会と新年賀詞交歓会を1月23日(木)に原宿東郷記念館において開催した。

第1部の新春特別講演会は『税務行政の現状と課題』と題して、渋谷税務署法人課税調査担当副署長の北野彰三(きたのあきかず)氏に、日本の財政状況、国税庁の組織、ICT社会への対応などについて講演していただいた。

続いて第2部令和2年新年賀詞交歓会は、名和女性部会長、松本青年部会長の挨拶に続いて、松本渋谷税務署長ご挨拶をいただき、長島会長の乾杯で懇親会に入った。

出席者50名。



松本署長挨拶



講師：北野副署長



乾杯：長島法人会会長



松本青年部会長挨拶



名和女性部会長挨拶



講演会



全員集合

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る2月14日(金)午後5時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、令和元年度事業報告と2年度事業計画、事業報告会日程について話し合った。

事業報告会の開催日については、後日候補日から役

員の方々の都合のいい日を選んでいただき、決定することにした。

出席者は渋谷税務署法人課税部門黒木第3統括官と小西審理担当上席調査官、法人会からは西村部会長はじめ16名。



黒木第3統括官挨拶



新居源泉部会
担当副会長挨拶



源泉研究部会役員・世話人会

『租税教室』を開催

(上原小学校、神宮前小学校、常盤松小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か？税金はなぜ必要なのか？ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも、1月25日(土)上原小学校、2月15日(土)神宮前小学校、2月22日(土)常盤松小学校で6年生を対象に開催した。

上原小学校は2クラス一緒に、神宮前小学校は2回に分けて2クラス、常盤松小学校は1クラスで開催し、上原小学校53名、神宮前小学校各22名で合計44名、常盤松小学校は28名だった。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。



租税教室のテーマを持つ上田委員・名取委員



上原小学校租税教室(藤野監事)



神宮前小学校租税教室(松本部会長)



神宮前小学校租税教室(鈴木委員)



常盤松小学校租税教室

メールアドレスを登録しよう

健康よもやま話

松原 英多 (医学博士)

男性はがんになりやすい

日本の男性は女性と比べて“がん”の罹患率が高い。がん研究振興財団の調査によると、2011年にがんと診断された人は推定約85万人。内訳は男性約50万人、女性約36万人で、男性は約1.4倍も多い。同じ民族でほぼ同じ生活をしながら、性が違うだけでこれだけの差とは、いかなる理由からだろうか。以降は、国立がん研究センター 社会と健康研究センター センター長の津金昌一郎先生のお知恵を拝借しながら、話を進めたい。

現在わかっている男女共通の発がんの原因は、喫煙、受動喫煙、過剰飲酒、運動不足、肥満、やせ、塩分の過剰摂取、野菜や果物の不足、ウイルスや細菌による慢性感染などが挙げられる。この原因群の中で男性に飛びぬけて多いのは、喫煙と過剰飲酒である。しかも、その被害は、肺がんや胃がんなど多くの種類の“がん”に及んでいる。

また、2005年には、こんな報告もされている。一定の集団において、特定の原因がなかったとすると、集団内で発生したがんがどの程度減少するかの割合を調べた。その結果から、男性のがん発症の最大の原因は喫煙だと結論付けられ、原因の約30%を占めていた。

と、言われても分かりにくい。簡単に言うと、禁煙すればその集団での男性発がん率は30%も減ったであろうと推察されるということである。たばこの次はピロリ菌や肝炎ウイルスの感染で23%、飲酒は9%となっている。

煙害は強烈で、ほとんどの“がん”の主原因になっている。たばこと肺がんならすぐ関連付けられる。だが、食道がんや遠く離れた前立腺がん、大腸がんにも影響しているとは、なかなか気が付かない。だから恐ろしい。禁煙成功の鍵は動機付けの強さにあるというが、ずらりと並んだ臓器別の“がん”とたばこの関係を見ると、よほどの剛の者でもおじけづくはずだ。まさに煙害である。

さらに性差で重要な点がある。喫煙、過剰飲酒を取り除いた場合、男女の発がん率はほぼ等しくなる。ということは、喫煙、過剰飲酒さえなければ、男性の発がん率は大幅に低下するはずなのだ。

もともと女性の発がん率は低い。なぜだろう。体内に貯蔵された鉄は抗酸化的に働き、発がん抑制に有効であり。その体内貯蔵鉄が女性が多いからだという説もある。女性のほうが体の構造も精密で、がんになる遺伝子の異常が起こりにくいという説もある。だが、正解はいまだにない。正解がないと言いながらも、嗜好の面から調査すると、喫煙、過剰飲酒の問題がはっきりと浮かび上がってくる。ずばり女性には、喫煙と過剰飲酒の習慣が少ないから、発がん率も低いのである。

しかし、心配ばかりしていてもラチが明かない。がん予防には禁煙第一と心得て、次を考えよう。

“がん”になったらどうするか。まず、優秀な専門医を捜し当てることである。当節流行のインターネットの活用もOKだが、家庭医からの紹介の方がベターであろう。

家庭医の協力は最重要ポイントだ。専門医の目はどうしても“がん”だけに絞られる。がんは難病中の難病である。専門医の関心がん治療の一点に絞られるのも当然だろう。一方、家庭医は常に体全体を診る。がんがどんなに大きくなっても、体全体を侵すものではない。侵されていない部分の好調度が増せば、体全体が好調になり、がんとの共存も可能になる。そのためにはまず、何でも相談でき、かつあなたの体から家庭状況まで知っている、優秀な家庭医を得ることが重要だ。

もちろん、がんが全治してくれれば、それに勝ることはない。しかし不幸にして全治しなくても、悪さをせずに、冬眠状態にあれば、無事に天寿を全うできる。その鍵を握るものこそ、専門医と家庭医のドッキングである。鎌首をもたげる“がん”を打ちのめすのは専門医であり、衰えかける気力や免疫力を励まし、向上させるのが家庭医である。そして、最後まで希望の灯火を絶やさないために必要なのが家族である。この3点が揃えば、がんも恐るるに足らずである。

まずは予防第一。困難だろうが、喫煙と過剰飲酒はぜひとも避けよう。

「企画・目標・計画」で行動する

●「企画」に弱くなった現代人

仕事する上で、初めに掛かるのが「企画」でしょう。「企画」とは「何をテーマにするか」を決めて、さらに「何の目的で」「何を」「どういう方法で」「どうしたいか」を明確にしていくことです。つまり「企画」がなければ「目標」がなく、「目標」がなければ「計画」もなく、「計画」がなければ「実行」はなく、「実行」がなければ「成果」はないのです。

「企画」がなければすべての仕事は「成り行き任せ」「場当たり」になってしまい、何の成果も生み出すことができないのです。

人生も同じです。「生きるテーマ」がなければ無駄な人生を送ることになります。ところが昨今、日本人はこの「企画」に弱くなっているのではないか、と思うのです。

というのは、多くの人たちは、仕事をするに当たって「目標があたえられ」「計画は決められ」「手順はマニュアル化され」ているから、それを忠実に守ることが「仕事」だと思い込んでいるからです。「企画」は、誰かが考えてくれるものだから、自分とは無関係、と決めつけてしまっているのです。しかし「目標」や「計画」が決められているとしても、マニュアル化された手順を改善したり、創意工夫をしたりすることで、より多くの「成果」を生み出すことはできます。その「改善」「創意工夫」が「企画」なのです。

家庭の主婦が、夕食の支度をするに当たって「昨晚のおかずは脂っこいものだったから、今晚はさっぱりしたものにして」と決めることが「企画」で、おいしい夕食を家族に提供するのが「目標」であり、それを作るために「どういった材料をどこで買い求めようか」と考えるのが「計画」です。そして、ひと手間かけて煮たり焼いたりすることで、おいしい夕食になるのです。

ところが近ごろは、夕食にコンビニ弁当を買ってきて、夕食時間になったら「レンジでチン」。「から揚げ弁当」「ハンバーグ弁当」「焼肉弁当」、そしてたまには「シャケ弁当」の繰り返し、という家庭も少なくな

いのではないでしょうか。

これでは「企画力」は育ちません。さらに言えば「自分の生きるテーマ」を考えるという最も重要な「企画」など「とてもとても……立てられない」ということになりませんかでしょうか。

●自分の仕事ぶりと生き方をちょっと見直してみよう

昨年夏、仲間と海辺に近い小さなホテルに泊まった時のことです。翌日の朝食は和食でした。焼き魚はサバです。これが脂が乗っていてめっぽううまいのです。仲間たちに「海が近いだけあって、さすがにおいしい。これだけでもこの地に来たかいがあった」と話したくらいです。

で、朝食を終え、食堂の入口にいたホテルの人に聞きました。「海に近いだけあっておいしいサバでした。お土産に買って帰りたいから、どこで売っているか教えて」。するとそのホテルの人は「あのゴマサバはネットで買ったもので、ここの地産ではありません」と、ごく当たり前のように言うのです。「この地のおいしいものを一所懸命探して出すのがご馳走というもので、客はそれを目当てに来ている」と、思わず言いたくなりました。

サバでもう一つ。先日、所用で福井市に行きました。福井と言えば「鯖江市」もあり、小浜から京都までの「若狭街道」を「鯖街道」というほどサバで有名です。そこで、サバに塩を振って糠漬けにした福井名物の「へしこ」をお土産に購入しました。東京に帰ってさっそく食べようとし、パックの裏を見たら「原料サバ ノルウェー産」と書かれていました。お土産という「企画」を考えるならば、絶対に地産物にしてほしいものです。

「企画」もなく「目標」もなく、「計画」もない。どうにもこうにもイージーな世の中になったものです。

自分の仕事ぶり、生き方に「企画」があるか、ここでちょっと見直してみませんか。



税務署長賞 【渋谷本町学園小学校】



東京都渋谷都税事務所長賞 【幡代小学校】



渋谷区長賞 【鳩森小学校】



法人会長賞 【渋谷本町学園小学校】



女性部会長賞 【西原小学校】

第9回 税の絵はがき コンクール 受彰作品

令和2年1月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)ソイラ	加藤 穰	恵比寿4-23-8	6459-3040	不動産業
1	ムーヴ(株)	向井 康祐	恵比寿3-9-3	3445-1479	オーダーズーツ マーケティング
2	(有)紀伊国屋金物店	見須 政信	恵比寿西1-8-7	3463-6785	金物業
3	(有)美竹コーポレーション	大坂 英一	渋谷1-20-21	3406-6860	マンション賃貸
3	森会計事務所	森 智之	渋谷1-7-1	3409-2191	税理士業
4	(有)トータルアミューズメントクリエイティブ	今関 廣司	神泉町12-6	3476-3310	商業施設・住宅・設計施工
4	丸与デザインテック(株)	吉田 健一	神泉町11-10	5457-3038	舞台制作
6	三森 健司	三森 健司	富ヶ谷1-49-21		弁護士
6	鮎廣金	金子 昌弘	上原2-32-3	3485-3113	飲食業
11	(株)再生建築研究所	神本 豊秋	神宮前4-9-13	6721-1969	建築設計業・サービス業
区外	メットライフ生命保険(株)麻布エージェンシーオフィス	市川 大助	中央区日本橋本町1-1-1	5203-5488	保険業
区外	(株)ワオンズ	高瀬 克	港区西新橋1-18-6	6206-6157	映像制作

令和2年2月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)アサククス	草間 庸文	広尾1-3-14	3445-0505	不動産担保融資
5	(株)The Central	深津 剛	松涛2-13-1	6883-9855	美容業
5	(株)オフィスOHCR	山田香代子	宇田川町6-20		労働衛生コンサルタント業
7	(株)トリニティ	増田 隆	笹塚2-1-11	3375-0511	不動産業
10	(株)植野ビル	植野 卓雄	千駄ヶ谷3-55-13		不動産賃貸業
10	(株)ピアットフォルテ	神崎 康郎	千駄ヶ谷3-13-14	3470-1263	婦人服卸業
10	(株)クィーンズアベニュー	前島真理奈	千駄ヶ谷4-20-3	4405-2571	芸能プロダクション
11	(株)ビームスホールディングス	設楽 洋	神宮前1-5-8	3470-2176	グループ各社の経営管理・物流業務等
11	(株)ピーアンドエフ	那須元太郎	神宮前5-29-9	6419-7787	建設業
区外	(株)日本トリム	大野 慎也	横浜市港北区新横浜2-4-1	045-475-1650	電気機器
区外	(株)シー・アイ・シー	芳賀 英武	台東区北上野1-10-14	5301-0584	害虫駆除等衛生管理業務
区外	ジブラルタ生命保険(株)	齋藤 誠二	豊島区東池袋3-4-3	5949-1851	
区外	(株)日東ジオテクノ	菊池 敏成	町田市市中町1-2-2	042-851-7922	卸売業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子（ジャーナリスト）

4・5月

『二葉亭四迷』

近代日本文学に「言文一致」を定着させた明治時代の作家だ。本名は長谷川辰之助。尾張藩士長谷川吉数の子として江戸に生まれた。陸軍士官学校の受験に3回失敗した後、外交官志望に転じて東京外国語学校でロシア語を学んだ。

坪内逍遙と知り合い、その勧めで1886年、独自の写実理論『小説総論』を発表。翌年発表した小説『浮雲』は、写実主義の描写と言文一致の文体で当時の文学者たちに衝撃を与えた。また、ツルゲーネフやゴーゴリなどのロシア文学を芸術的翻訳で日本に紹介した。

1908年朝日新聞のロシア特派員に。しかし、間もなく肺を病み、船で帰国の途についたが、09年5月10日ベンガル湾上で客死した。45歳だった。

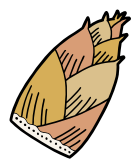
『タケノコ』

一様に筍さげし土産かな 高浜虚子

タケノコの旬は短い。地表に出てわずか10日で一人前の「竹」になる。4月から5月が旬だ。

タケノコは『古事記』にも記述があるほど日本人にはなじみの深い食べ物。淡竹や真竹も食用になるが、一般によく食べられているのは柔らかな孟宗竹。中でも、京都の乙訓地区のタケノコは京タケノコと呼ばれ、柔らかくて甘みが強い。

柔らかいタケノコは、前年の秋にたっぷりのわらを敷いて、さらに土をかぶせることでできあがる。空気にさらされるとアクが強くなり、えぐ味が増すため、土から顔を出す直前に収穫する。朝掘りのタケノコをさっとゆがき、そのまま食べるのもおいしい。旬のワカメと炊き合わせた「若竹煮」や、だしで煮含めて削りカツオをまぶした土佐煮などは、季節を感じさせる一品だ。





特別法人事業税の創設及び 税率改正後「初年度」の予定申告について

◆特別法人事業税が創設され、法人事業税・都民税法人税割の税率が改正されたことに伴い、**令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告**に限り、以下の経過措置が設けられています。

**令和元年10月1日以後開始する最初の事業年度の
法人事業税・特別法人事業税・都民税法人税割の予定申告税額の計算方法**

経過措置

〈法人事業税〉
 前事業年度の法人事業税額(割ごとの額) ÷ 前事業年度の月数 × **6.3**

〈特別法人事業税〉
 前事業年度の法人事業税額(合計額) ÷ 前事業年度の月数 × **2.3**

〈都民税法人税割〉
 前事業年度の都民税法人税割額 × **1.9** ÷ 前事業年度の月数

様式は初年度の経過措置に対応していないので、ご注意ください!

◆特別法人事業税とは

地方法人課税における財源の偏在を是正する新たな措置として特別法人事業税が創設され、**令和元年10月1日以後に開始する事業年度**の申告納付より適用されます。一方で、暫定措置であった地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なります。

法人事業税の所得割・収入割の税率も併せて改正されていますので、ご注意ください。

- 納税義務者 法人事業税の申告納付義務のある法人が対象となります。
- 申告納付方法 法人事業税・都民税と同一の申告書・納付書により、都道府県に申告納付します。
- 適用時期 令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用されます。
 (注) 令和元年9月30日までに開始する事業年度については地方法人特別税の対象です。
- 課税標準 基準法人所得割額、基準法人収入割額(標準税率で計算した法人事業税の所得割額・収入割額)
- 税率表

課税標準	法人の種類	税率(%)
基準法人所得割額	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37
	外形標準課税法人	260
	特別法人	34.5
基準法人収入割額		30※

※電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る特別法人事業税については、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から税率が40%に改正されています。

※法人事業税・都民税法人税割の改正後の税率については、主税局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 法人事業税班 03-5420-1621(代表)

5月は自動車税種別割の納期です

令和2年度の自動車税(種別割)納税通知書は、5月1日(金)に発送します。6月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・
 都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※令和元年10月1日から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました。制度は自動車税と同様です。

振替納税を利用しよう

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。

※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト（都税クレジットカードお支払いサイト）にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます（税額に応じた決済手数料がかかります。）。

都税クレジットカードお支払いサイト

検索



A T M
インターネット
モバイル
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※金融機関・郵便局の（ペイジー）対応のATM（現金自動預払機）から納付できます。

※領収証書は発行されません（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）「税金の支払い」をご覧ください。

車検用の納税証明書（はがきサイズ）は郵送されません

納税証明書が必要な方は、納付後、約10日後に都税事務所・自動車税事務所等へ申請してください。

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税種別割の納税確認を電子的に行うことができるようになっているため、ペイジー・クレジットカードで納付した方への車検用納税証明書（はがきサイズ）の郵送は平成28年3月末をもって終了しています。

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご利用ください。

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

詳しくは、東京都主税局ホームページ

東京都 主税局

検索

（<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>）の「税金の支払い」をご覧ください。

しゅや法人No.563
クロスワードパズル●解答

解答 マシュマロ

シ	ラ	コ	キ	ヒ	メ	ク
ロ	ゲ	ン	ジ	ジ	ツ	
ク	モ	ジ	イ	ロ	シ	
マ	ス	カ	ツ	ト	ハ	タ
ラ	ン	マ	ス	ク		
ム	シ	ラ	キ	ホ	シ	
シ	チ	ヤ	ク	ト	ウ	フ
バ	チ	ダン	ク			

●当選者

しゅや法人No.563の“クロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。

東 小幡様
広尾 桜井様
恵比寿西 石崎様
代々木 斉藤様
神南 石田様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和2年4月27日（月）（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

ナンバープレース
パズル

縦9列、横9列すべてに1～9までの数字が
一つずつ入ります。

太線で囲まれた3×3のブロックにも、
1～9までの数字が一つずつ入ります。

A・B・C・D・Eのマスに入る数字を答えて下さい

問題

解答例

4	3	5	7	2	1	8	9	6
9	2	7	6	4	8	5	1	3
6	8	1	5	9	3	7	4	2
2	4	3	1	8	9	6	7	5
7	5	9	2	6	4	8	1	
8	1	6	4	7	5	2	3	9
1	6	8	3	5	7	9	2	4
3	9	4	8	6	2	1	5	7
5	7	2	9	1	4	3	6	8
A	B	C	D	E				
2	4	3	2	9				

解答例

			3		1			
5		1			2			7
	2			6		8		
7		3			1		2	
			1		9			
8		5			3		4	
	3		6			7		
4		7			6		5	
			4		2			
A	B	C	D	E				

優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

とく
特

たい
退

きょう
共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>